

「わいせつな行為根絶のための特別対策」の改訂等について

教育政策課

- 1 平成28年10月に「わいせつな行為根絶のための特別対策」を策定し取組を進めてきたが、児童・生徒へのわいせつな行為は根絶していないため、これまでの特別対策を見直す。

わいせつな行為根絶のための特別対策（改訂案）（別紙1）

- 2 児童・生徒へのわいせつな行為に関し、県民の知る権利を最大限尊重しつつ、被害者等が特定されず、権利・利益が保護される公表を行う。

児童・生徒へのわいせつな行為に関する公表ガイドラインの運用方針（案）（別紙2）

わいせつな行為根絶のための特別対策（改訂案）

平成 28 年 10 月 26 日

改訂 平成 31 年 4 月 19 日

長野県教育委員会

平成 25 年 7 月から実施している「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に加え、わいせつな行為根絶のための特別対策を迅速かつ重点的に取り組む。

なお、この対策は、必要に応じて随時追加・見直しを行い、継続的に実施していく。

1 校内研修の充実・改善及び校内ルールの明文化

(1) 研修を行う際、小グループでのワークショップ形式を必ず組み込むことにより、同僚との対話を通じて自分自身を率直に出し合い、自己を認識することや他者を理解する力を養う。

(2) 相談しやすい環境をつくるため、同世代や同性のグループで研修を行う。

(3) 校内ルールの明文化と周知徹底

ア 県教育委員会共通ルールを策定し、そのルールをもとに学校ごとの校内ルールを明確化する。

イ 「教師は児童・生徒に対して優位な立場にあることを踏まえ、どんな場合でも児童・生徒に対するわいせつな行為は一切許されないこと」や「校内ルール」について、学校だより、ホームページ、校長講話等で教職員、児童・生徒や保護者に周知する。

(4) 通報窓口の周知徹底

ア 各学校が設置している校内通報窓口を周知する。

イ 教職員から教育長・弁護士に直接通報できる「教職員通報・相談窓口」を周知する。

ウ 児童・生徒や保護者から直接連絡できる「学校生活相談センター」や「子ども支援センター」を周知する。

(5) 根底にある人権意識・人権感覚の育成

人権教育を徹底して実施する。その中で具体的な対処法を身に付けるための児童・生徒や教職員等を対象としたワークショップなどを実施する。(例 CAPプログラム等)

2 校外研修の充実・改善

一人ひとりが自分ごととするため、ライフステージ別研修にワークショップ形式を組み込むとともに専門家による研修を行う。

3 専門家の監修による研修テキスト作成や事例集の改訂

最新の理論・知見を導入して、随時テキスト等の改訂を行う。

4 自己分析支援チェックシートの活用と相談窓口の提供

自分が陥りやすい危険性を理解し、防止に向け自ら行動するため、わいせつな行為に対する自己分析支援チェックシートを活用し、その結果により、相談が必要となった者が未然防止のためのアドバイス等を受けるため、相談窓口の提供を行う。

5 採用前におけるわいせつな行為防止研修

わいせつな行為は、被害者の人権を傷つけることはもとより、自分の身分や家族、社会に与える影響が重大であることを理解させるため、採用予定者に対して任用前に事例を用いて具体的に説明する。(人権意識の醸成)

6 教員養成大学と連携して法令遵守の意識を養う講習の実施

教員を目指す学生の規範意識を養うため、県教育委員会の教職員等が講師となって講習を行う。

7 物理的環境の整備

外から中の様子が見えない部屋について、ドアへの小窓を設置する、窓ガラスへのポスター等の掲示を禁止するなどの改善を図る。

児童・生徒へのわいせつな行為に関する公表ガイドラインの運用方針（案）について

平成31年4月19日
長野県教育委員会

1 教職員の非違行為に係る公表ガイドラインの運用について

第3 公表内容等

1 懲戒処分等後公表（3）公表内容の例外 2 懲戒処分前公表（3）公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

○ 「適切な措置」の取扱いについて、わいせつ行為根絶検討委員会の議論に基づき、公表ガイドラインの運用方針を以下のとおり定める。

○ 今後の対応について

- ・ 今後、児童・生徒へのわいせつな行為が生じた場合には、本運用方針に基づき、事案ごとに検討委員会の意見を聴取した上で、公表内容を決定する。
- ・ この運用方針は、検討委員会の意見を聴取した上で、必要に応じ随時見直しを行う。

2 公表内容の判断基準について

No.	基準内容
①	児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が被害者を推知できる情報については非公表とする。
②	被害者が事案を想起することで強いストレスを受けたり、自らを責めたりするなどの心理的影響が生じる可能性がある情報については非公表とする。

3 具体的な項目と公表事項について

(1) 加害教職員に関すること

No.	項目	公表事項	非公表の理由
1	学校名	学校名については非公表とし、特別支援学校は校種のみ、それ以外は校種と所属地区について公表する。 ただし、被害者の特定に繋がるおそれがある場合は、所属地区は非公表（事案ごとに判断）	学校名については、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。〔①該当〕 特別支援学校の所属地区については、校数が少ないため。〔①該当〕 それ以外の学校の所属地区については、他の情報（年齢等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が加害者を推知し、被害者の特定に繋がるおそれがある場合があるため。〔①該当〕
2	氏名	非公表	被害者の特定に繋がるおそれがあるため。〔①該当〕
3	年齢	年代（例：20代）	年齢を公表すると、他の情報（年度中に教職員が退職すること等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が加害者を推知し、被害者の特定に繋がるおそれがある場合があるため。〔①該当〕
4	性別	男・女	〔①②非該当〕
5	職位	原則公表（例：校長、副校長、教頭、教諭、実習助手など） ただし、被害者の特定に繋がるおそれがある場合は非公表（事案ごとに判断）	他の情報（年齢等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が加害者を推知し、被害者の特定に繋がるおそれがある場合があるため。〔①該当〕

No.	項目	公表事項	非公表の理由
6	担任	校務分掌上、担任を持っているかどうかは公表 ただし、被害者の担任かどうかは非公表	被害者の担任と公表した場合、他の情報（年度中に担任が退職すること等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が加害者を推知し、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]
7	部活の顧問	校務分掌上、部活顧問を持っているかどうかは公表 ただし、部活名及び被害者の部活の顧問かどうかは非公表	部活名については、例えば、県立高校でチアリーディング部は1校のみであることから、学校が特定され、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当] 被害者の部活の顧問かどうかはNo. 6と同じ。[①該当]
8	教員歴	非公表	他の情報（年齢等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が加害者を推知し、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]
9	家族構成	非公表	個人情報であるため。
10	行為の認否	認否	[①②非該当]
11	動機	動機（例：生徒が好きだったなど）	被害者の心理的影響が生じない範囲で公表[①②非該当]
12	反省の弁	反省（例：児童に申し訳なかったなど）	被害者の心理的影響が生じない範囲で公表[①②非該当]
13	勤務状況	発生時の勤務状況・勤務態度	[①②非該当]
14	過去の処分歴	懲戒処分の有無のみ	過去の案件と照合することにより、加害者が特定され、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]
15	退職金の支給状況	支給、不支給のみ	金額等は個人情報であるため。

(2) 被害児童・生徒に関するもの

No.	項目	公表事項	非公表の理由
1	性別	非公表 ただし、公表の是非については今後も検討を継続（非公表の理由とした懸念が回避されるかどうかを判断）	現状では被害者と加害者が同性の場合など公表すると興味本位に取り上げられ、被害者に心理的な影響があると考えられるため。[②該当]
2	年齢	非公表	他の情報（校種等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が、被害者を推知するおそれがあるため。[①該当]
3	被処分者との関係	自校	児童・生徒に対するわいせつな行為は、自校の生徒に対するものと規定しているため。
4	学校への出席状況	出席状況は公表 ただし、出席していない場合の理由は非公表	被害者が出席していない場合は、他の情報（行為が行われた時期等）と照合することにより、児童・生徒や保護者など被害者と面識のある者や地域社会の不特定多数の者が、被害者を推知するおそれがあるため。[①該当]
5	被害者の心情	わいせつな行為があったかどうかの認識	わいせつな行為があったかどうかの認識以外の被害者の心情は変わる可能性があり不確かであるとともに、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]

(3) 加害教職員、被害児童・生徒に関すること

No.	項目	公表事項	非公表の理由
1	行為の具体的内容	「懲戒処分等の指針のわいせつな行為の定義にある行為のいずれか」と公表	具体的な行為については、これを公表することにより、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]
2	行為が行われた時期	大雑把に期間(○～○月)を公表し、具体的時期は非公表	具体的な時期については、これを公表することにより、加害者・被害者が特定されるおそれや、被害者が事案を想起し心理的影響を生じる可能性があるため。[①②該当]
3	行為の場所	「校外」又は「校内」と公表	行為の具体的な場所については、これを公表することにより、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]
4	行為の回数	「1回」又は「複数回」と公表	具体的な回数については、これを公表することにより、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]
5	被害者の人数	人数	[①②非該当]

わいせつ行為根絶検討委員会について

教育政策課

1 目的

- (1) 平成 28 年 10 月に「わいせつな行為根絶のための特別対策」を策定し取組を進めてきたが、児童・生徒に対するわいせつな行為は根絶していないため、要因の検証及び今後の対策について検討する。
- (2) 県民の知る権利を最大限尊重しつつ、被害者等が特定されず、権利・利益が保護される公表のあり方について検討する。

2 構成員

(敬称略、五十音順)

氏名	所属・職名
関 良徳	信州大学教育学部教授 (法哲学・法理論 元長野県情報公開審査会委員)
高橋 聖明	弁護士
戸谷 佳子	臨床心理士
原山 隆一 (座 長)	長野県教育委員会教育長
藤岡 淳子	大阪大学大学院教授 臨床心理士 (非行・犯罪心理臨床)
水本 正俊	(一社) 長野県経営者協会専務理事

3 主な検討事項

- (1) わいせつ事案の検証
- (2) 検証を踏まえた根絶対策の検討・取りまとめ
- (3) 懲戒処分 of 公表の範囲などの検討・取りまとめ

4 委員会開催

- (1) 第 1 回目委員会：3 月 27 日 (水)
- (2) 第 2 回目委員会：4 月 12 日 (金)

児童・生徒へのわいせつな行為の公表内容の検討について

1 検討の視点

(1) 情報公開条例に照らし、適切か。

- ① 県民に対する知る権利を尊重し、説明責任が果たされているか。【第1条】
- ② 他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されていないか。【第3条】
- ③ 特定の個人を識別することができるか。特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるか。【第7条】

・第1条（目的）

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的とする。

・第3条（解釈及び運用方針）

実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

・第7条（公文書の公開義務）

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下、「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 公表ガイドラインに照らし、適切か。

- 公表しない理由を明確にしているか。

・第3-1-(3) 公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

ウ 上記ア及びイを行う場合は、その理由を明確にする。

児童・生徒へのわいせつな行為の公表内容に対する検討委員会の意見

(1) 判断基準に関して ◎全員一致 ○多数意見 △少数意見

No.	現行の取扱い	検討委員会の主な意見
①	面識ある者や地域社会の不特定多数の者が被害者等を推知できる情報	◎現行のとおり
②	被害者が事案を想起することで強いストレスを受けたり、自らを責めたりするなどの心理的影響が生じる可能性がある情報	◎現行のとおり

(2) 具体的な項目に関して

① 加害教員に関すること

<方針>被害者の特定に繋がるおそれがある場合を除き、できる限り公表する。

No.	項目	現行取扱い		検討委員会の主な意見
		公表事項	理由	
1	学校名	非公表（校数が少ない特別支援学校は校種、それ以外は校種と所属地区について公表する。）	被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]	○現行のとおり △所属地区の公表が被害者の特定に繋がるおそれがある場合は、所属地区は非公表（事案ごとに判断）
2	氏名	非公表	被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]	◎現行のとおり
3	年齢	年代（例：20代）	年齢を公表すると、年度中に教職員が代わることで、他の情報と組み合わせられることにより、加害者が特定され、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]	◎現行のとおり
4	性別	男・女	[①②非該当]	◎現行のとおり
5	職位	校長、副校長、教頭、教諭、実習助手など	[①②非該当]	○現行のとおり △年齢や他の情報と複合することにより、加害者の職位の公表が被害者の特定に繋がるおそれがある場合は非公表（事案ごとに判断）
6	担任	校務分掌上、担任を持っているかどうか	担任と公表した場合、年度中に担任が代わることで、発生時期等の情報と複合することにより、クラスが特定され、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]	◎現行のとおり

No.	項目	現行取扱い		検討委員の主な意見
		公表事項	理由	
7	部活の顧問	校務分掌上、部活顧問を持っているかどうか	部活名は非公表。例えば、県立高校でチアリーディング部は1校のみであることから、学校が特定され、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当] 被害者の部活の顧問かどうかは6と同じ。[①該当]	◎現行のとおり
8	教員歴	非公表	年齢や他の情報とを複合すると被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]	◎現行のとおり
9	家族構成	非公表	個人情報であるため。	◎現行のとおり
10	行為の認否	認否	[①②非該当]	◎現行のとおり
11	動機	動機 (例：生徒が好きだったなど)	被害者の心理的影響が生じない範囲で公表 [①②非該当]	○現行のとおり △本人の述べている動機が真の動機であるかどうかは不明のため、非公表
12	反省の弁	反省 (例：児童に申し訳なかったなど)	被害者の心理的影響が生じない範囲で公表 [①②非該当]	◎現行のとおり
13	勤務状況	発生時の勤務状況・勤務態度	[①②非該当]	◎現行のとおり
14	過去の処分歴	懲戒処分の有無のみ	過去の案件と複合することにより、加害者が特定され、被害者の特定に繋がるおそれがあるため。[①該当]	○現行のとおり △処分の有無及び処分事由を公表
15	退職金の支給状況	支給、不支給のみ	金額等は個人情報であるため。	◎現行のとおり

② 被害児童・生徒に関するもの

<方針>被害児童・生徒の権利、利益の保護を最優先に対応する。

No.	項目	現行取扱い		検討委員の主な意見
		公表事項	理由	
1	性別	非公表	被害者が事案を想起し、心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]	○現状では被害者と加害者が同性の場合など公表すると世間から興味本位に取り上げられ、被害者に心理的な影響があると考えられるため、非公表 △慣行として公にされている情報のため、公表
2	年齢	非公表	学校種などの情報と組み合わせることにより被害者が特定されるおそれがあるため[①該当]	◎現行のとおり
3	被処分者との関係	自校	児童・生徒に対するわいせつな行為は、自校の生徒に対するものと規定しているため。	◎現行のとおり
4	学校への出席状況	原則公表	登校していない場合は、被害者の特定に繋がるおそれがあるため、公表範囲を事案ごとに検討 [①該当]	○登校していない場合、発生時期などの情報と照合すると被害者が特定される可能性があるため、非公表 △現行のとおり
5	被害者の心情	わいせつな行為を受けたかどうかの認識	被害者の心情の公表は、被害者が事案を想起し心理的影響が生じる可能性があるため公表しない。[②該当]	○被害者の心情は変わる可能性があり、真の心情であるかは不確かであるため、非公表 △現行のとおり

③ 加害教員、被害児童・生徒に関すること

<方針1>被害者の特定に繋がるおそれがある場合を除き、できる限り公表する。

<方針2>被害児童・生徒の権利、利益の保護を最優先に対応する。

No.	項目	現行取扱い		検討委員の主な意見
		公表事項	理由	
1	行為の具体的内容	「懲戒処分等の指針のわいせつな行為の定義にある行為のいずれか」と公表	具体的な行為を公表することにより、被害者が事案を想起し、強いストレスを受けたり自分を責めたりするなどの心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]	◎現行のとおり
2	行為が行われた時期	大雑把に期間(○～○月)を公表し、具体的時期は非公表	日時を特定することで、個人が特定されるおそれや、被害者が事案を想起し心理的影響を生じる可能性があるため。[①②該当]	◎現行のとおり
3	行為の場所	校外、校内の分けについて	ホテルや自家用車などの校外の場所については被害者の心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当] 木工準備室などの校内の場所については被害者の特定にもつながるため。[①②該当]	◎現行のとおり
4	行為の回数	1回または複数回か	具体的な回数を出すことで、被害者が事案を想起し、心理的影響が生じる可能性があるため。[②該当]	◎現行のとおり
5	被害者の人数	人数	[①②非該当]	◎現行のとおり